



平成18年4月28日

各位

東京都新宿区揚場町2番1号  
大興電子通信株式会社  
代表取締役社長 山本泰久  
(コード番号8023 東証第二部)

問合せ先  
取締役管理本部長 真下宏明  
(TEL03-3266-8111)

## 業務運営および内部統制システムの基本方針について

当社は、平成18年4月28日開催の取締役会において、業務運営および内部統制システムの基本方針について、5月1日の会社法施行に先駆け、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 業務運営の基本方針

当社は、以下の経営理念・経営の基本姿勢を掲げ、事業活動を行っております。

##### 【経営理念】

私たちは、情報サービスを通して「価値あるしくみ」を創造することで、社会の発展に貢献します。

##### 【経営の基本姿勢】

お客様の思いを実現します。

お客様の思いを、高い技術力により高品質、高付加価値の情報サービスで実現します。  
社員一人ひとりを尊重し、働きがいのある会社になります。

社員一人ひとりを尊重し、主体性をもって仕事に取り組める、自由闊達で働きがいのある会社になります。

株主の期待に応えます。

収益性を高め、企業価値向上を目指します。

取引先を大切にします。

誠実な対応で、相互に良好な関係を維持し、共に発展します。

社会的責任を果たします。

法令を遵守し、高い倫理観をもって、公正かつ透明な企業活動を行い、社会に貢献します。

また、当社では、役職員一人ひとりが法令を遵守し高い倫理観をもって適切な判断と行動ができるよう経営理念、経営の基本姿勢を具体的な行動に落とし込んだ「行動基準」を制定しています。

## 2. 内部統制システムの基本方針

### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業行動の適正化に関する事項を審議、決定する「経営監理委員会」を設置し、以下のコンプライアンス体制を整備いたします。

- ・ 社会から信頼される企業、よき企業市民を目指し全役職員に適用される「行動基準」の策定及び透明性のある内部通報制度（DAIKOホットライン）を創設しその浸透を図ります。
- ・ 役職員に定期的にコンプライアンス研修を実施し、執行役員には企業倫理に関する誓約書への署名を義務づけます。
- ・ 定期的な内部監査により法令及び定款への適合性を確認します。
- ・ 取締役会規程等、各会議体に関する規程に従い職務執行に関する適正な意思決定を確保します。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を、法令及び社内規程に基づき適正に保存及び管理します。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程に準拠したリスク管理体制の整備を進め、当社を取り巻くリスクを特定したうえで適切なリスク対応を図ります。また、経営監理委員会へリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を整備します。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準等を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を整備します。

取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項について審議、議決及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。

また、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の監督機能強化を高めるため、業務執行機能を分離させた執行役員制度を採用し、経営の効率化を図ります。

### (5) 子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社管理に関する規程に基づき子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備するとともに、内部通報制度（DAIKOホットライン）の子会社への適用、及び当社の内部監査部門にて子会社の業務監査を実施いたします。

( 6 ) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助する使用人はおりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置することといたします。

また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保いたします。

( 7 ) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

当社は、監査役が定期的に取り締役または使用人から職務執行の状況について報告を受けられることができる体制を整備するとともに、監査が実効的に行われることを確保するため監査部、経理部、総務部等の関連部門が監査役の業務を補助いたします。

以 上